

鈴鹿の魅力発信コンテンツ制作業務等委託  
に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、鈴鹿の魅力発信コンテンツ制作業務等委託に係る優先交渉権者の選定について、鈴鹿市（以下「本市」という。）の魅力をも効果的に発信するための企画力、創造性、表現力、技術力、実績等を総合的に評価して最も優れた者を選定するため、公募型プロポーザルの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

鈴鹿の魅力発信コンテンツ制作業務等委託

(2) 業務期間及び業務内容

鈴鹿の魅力発信コンテンツ制作業務等委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 選定方法

公募型プロポーザル

(4) 提案見積限度額

3,300,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※ 上記金額内での提案を募集するものであり、契約予定額ではない。

3 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たしていなければならない。

なお、参加資格の基準日は、後記4(4)アの参加表明書の提出日とする

(1) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(2) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。

(3) 鈴鹿市暴力団排除条例（平成23年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(6) 鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱（平成11年鈴鹿市告示第148号）第3

条第1項に規定する資格停止措置を受けていないこと。

- (7) 鈴鹿市契約規則（昭和41年鈴鹿市規則第18号）第3条第4項に規定する入札参加資格者名簿に取扱業種「2803番組制作・放送」で登録されていること。

#### 4 参加表明

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の各号に定めるところにより、参加表明に必要な書類を提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和8年6月11日（木）17時15分まで（必着）

(2) 提出場所

鈴鹿市 政策経営部 総合政策課（鈴鹿市役所本館6階 63番窓口）

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送する場合には、「一般書留、簡易書留又は特定記録郵便」により次の宛先に郵送すること。なお、郵送方法が異なる場合は、受け付けることができない。

【宛先】〒513-8701

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市 政策経営部 総合政策課 宛て

(4) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 会社の概要が分かるパンフレット等

ウ 国税及び地方税の滞納がないことの証明（直近のもの）

① 国税に係る証明書

国税の未納の税額がないことの証明書（個人事業主にあつてはその3の2、法人にあつてはその3の3）

② 市町村税に係る証明書等

・本店所在地における市町村税の完納証明書

・支店等が本プロポーザルに参加し、及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の市町村税の完納証明書

・新規に支店等を開設した場合は、「法人等開設届（写）」

・地方公共団体において完納証明を発行できない場合は、滞納がないことを証する書面

※ 提出書類に不備又は不足があり、提出期限までに補正できない場合は、参加表明は無効とする。この場合において、提出済みの書類は返却しないものとする。

(5) 提出部数

1部

(6) 参加資格審査結果通知

参加結果は、令和8年6月16日（火）に電子メールにより通知する。

5 企画提案書等の提出

前記4（6）により参加資格を有する旨の通知を受けた者は、次の各号に定めるところにより、(4)の書類（以下「企画提案書等」という。）を提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和8年6月17日（水）8時30分から同月30日（火）17時15分まで（必着）

(2) 提出場所

鈴鹿市 政策経営部 総合政策課（鈴鹿市役所本館6階 63番窓口）

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送する場合には、「一般書留、簡易書留又は特定記録郵便」により次の宛先に郵送すること。なお、郵送方法が異なる場合は、受け付けることができない。

【宛先】〒513-8701

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市 政策経営部 総合政策課 宛て

(4) 企画提案書等

ア 企画提案書（表紙）

① 様式2を使用し、本業務を行うに当たり基本的情報を記載する。

② 文字サイズは、12ポイント以上とする。

イ 企画提案書（内容）

様式2の参考様式に準じ、留意事項に留意し記載する（任意様式）。

ウ 経費見積書

① 様式3を使用し、積算額欄及び備考欄に積算根拠を記載する。

② 金額の単位は円とする。

エ 過去3年程度の類似・関連事業の実績調書

① これまでの実績について、事業内容、実施期間等をできる限り具体的に記載する。

② 様式は任意とする。

オ 企画提案書等の取扱い

・提出された企画提案書等は返却しない。

・企画提案は、1提案者につき1案とする。

- ・提出された企画提案書等は、必要に応じ本市が複写する。
- ・提出された企画提案書等の内容については、当該企画提案書等を提出した者（以下「企画提案者」という。）の承諾なしに他の目的に利用することはない。

(5) 企画提案に当たっての留意事項

ア 仕様書5の内容を踏まえ、独自の創意工夫を盛り込んだ企画提案を行うこと。

① 仕様書5(1)①のコンテンツの概要については、本業務の目的を踏まえた内容であれば、仕様書別表に例示したコンセプト又はテーマ以外の提案も可能とする。

② 仕様書5(2)において、関西圏若しくは首都圏を含む地域又は全国において放送が可能である場合は、評価を加点する。また、コンテンツの放送内容を二次使用する場合は、評価の対象とする。特に、動画配信サービス等を活用し、放送圏域内外での二次視聴を促進する場合は、評価を加点する。

イ 提出期限を過ぎた後の追加及び修正は認めない。

ウ 企画提案書の内容が仕様書の定めに適合しない場合は、企画提案を無効とすることがある。

(6) 提出部数

正本1部、副本（写し可）7部

(7) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、別紙「質問書」（様式4）により電子メール、持参又は郵送にて提出すること。なお、電子メールで提出する場合には、送信後、電話にて到着確認をすること。

ア 質問の受付

令和8年6月11日（木）17時15分まで

イ 質問書の作成等

質問書（様式4）にて作成のこと。

ウ 送信先

送信先：鈴鹿市 政策経営部 総合政策課

電話：059-382-9038

Eメール：sogoseisaku@city.suzuka.lg.jp

エ 質問及び回答の公開

質問及び回答については、令和8年6月16日（火）に鈴鹿市公式ウェブサイトで公開する。

6 選定事業者数

1 事業者

## 7 失格事項

企画提案者が、次の各号のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 前記3の要件を満たさないこととなった場合
- (2) 提出した書類に虚偽の記載又は重要な事実の記載漏れがあった場合
- (3) 提出期限までに必要な書類が提出されなかった場合
- (4) その他選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 8 審査の実施及び優先交渉権者の決定

### (1) 審査方法

本業務の優先交渉権者の選定は、提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーション審査により、「鈴鹿の魅力発信コンテンツ制作業務等委託に係る公募型プロポーザル評価基準」に基づき、審査委員会が行う。

なお、審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

#### ア プレゼンテーション審査実施日

令和8年7月9日（木）予定

#### イ 実施場所

鈴鹿市役所 本館7階 702会議室 予定

#### ウ 実施内容

- ① 企画提案者は、提出された企画提案書等のみを使用し、プレゼンテーションを行うものとする。ただし、プレゼンテーション審査実施日までにデモ動画を制作した場合は、当該動画を用いたプレゼンテーションを行うことも可とする。
- ② 企画提案者の出席者は3名以内とする。
- ③ プレゼンテーションは管理責任者又は主任担当者が行い、1企画提案者当たり25分（説明15分、質疑応答10分）以内とする。
- ④ プレゼンテーションにパソコンを使用する場合、モニタ及びHDMIケーブル以外の機器類（パソコン等）は、企画提案者が持参すること。

### (2) 審査結果の通知

審査結果は、令和8年7月中旬に全ての企画提案者に文書で通知するとともに、鈴鹿市公式ウェブサイトで公開する。

## 9 契約に関する基本事項

### (1) 契約方法

本市は、優先交渉権者と本業務に係る契約（以下「本契約」という。）を次のとおり予定している。

業務名	履行期間	備考
鈴鹿の魅力発信コンテンツ制作業務等委託	本契約の締結日から 令和8年3月25日 (木)まで	優先交渉権者との見 積合わせ後、随意契約 により本契約を締結 する。

※ 原則として優先交渉権者の企画提案書の記載内容を契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため必要な範囲において、本市は優先交渉権者との協議により、項目を加除し、又は変更する場合がある。また、これにより提案見積限度額を超えない範囲で、契約内容、契約金額等の調整を行うことがある。

(2) 契約保証金

鈴鹿市契約規則第27条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の額とする（同項各号のいずれかに該当する場合は、免除とする。）。

(3) 支払条件

検収後、請求日から30日以内に支払う。

10 スケジュール（予定）

実施スケジュールは以下のとおりとする。ただし、本市の閉庁日を除く。

募集の公告	令和8年6月1日（月）
参加表明書の提出	令和8年6月1日（月）～6月11日（木）
プロポーザルに関する質問の受付	令和8年6月1日（月）～6月11日（木）
プロポーザルに関する質問の回答	令和8年6月16日（火）
参加資格審査結果通知	令和8年6月16日（火）
企画提案書等の受付	令和8年6月17日（水）～6月30日（火）
審査	令和8年7月9日（木） 予定
審査結果通知	令和8年7月中旬 予定
契約締結	令和8年7月中旬～下旬 予定

11 その他

- (1) 参加表明書の提出後、辞退する場合は、速やかに辞退理由を記載した辞退届（様式は任意）を提出すること。
- (2) 本プロポーザルへの参加に要する経費は、全て企画提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、鈴鹿市情報公開条例（平成13年鈴鹿市条例第29号）に規定する非公開情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の公開の対象となるが、参加者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しない。